



大阪労働局発表
平成24年5月14日

担当

大阪労働局需給調整事業部
電話：06-4790-6303

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

大阪労働局長（局長：西岸正人）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第14条第2項及び第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令並びに同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分派遣元事業主

別添一覧表に記載のとおり

第2 処分内容

(1) 一般派遣元事業主

労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令

（労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり）

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

（労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり）

(2) 特定派遣元事業主

労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令

（労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり）

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

（労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり）

第3 処分理由

別添の一覧表に記載する派遣元事業主は、労働者派遣法第23条第1項において、提出しなければならないとされている事業報告書及び収支決算書について、労働者派遣法施行規則第17条に規定する提出期限を経過しているにもかかわらず、これを提出せず、労働者派遣法の規定に違反したこと。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

全ての労働者派遣事業について、労働者派遣法第23条第1項の事業報告書及び収支決算書が提出されるまでの間、労働者派遣事業を停止すること。

第5 労働者派遣事業改善命令の内容

労働者派遣法第23条第1項の事業報告書及び収支決算書について提出すること。

(参 考)

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（抄）

(許可の取消し等)

第 14 条

2 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業廃止命令等)

第 21 条

2 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律（次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業報告等)

第 23 条 一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主（以下「派遣元事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(改善命令等)

第 49 条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第 56 条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号）（抄）

(事業報告書及び収支決算書)

第 17 条 法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主（以下単に「派遣元事業主」という。）は、毎事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、派遣元事業主が当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書を提出したときは、収支決算書を提出することを要しない。

2 前項の事業報告書及び収支決算書は、それぞれ労働者派遣事業報告書（様式第十一号及び様式第十一号の二）及び労働者派遣事業収支決算書（様式第十二号）のとおりとする。

3 第一項の事業報告書及び収支決算書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限とする。

- | | |
|------------------------|------------------|
| 一 労働者派遣事業報告書（様式第十一号） | 毎事業年度経過後一月が経過する日 |
| 二 労働者派遣事業報告書（様式第十一号の二） | 毎年六月三十日 |
| 三 労働者派遣事業収支決算書（様式第十二号） | 毎事業年度経過後三月が経過する日 |

(権限の委任)

第 55 条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第十四条第二項の規定による命令
- 二 法第二十一条第二項の規定による命令
- 四 法第四十九条第一項及び第二項の規定による命令

対象となる特定派遣元事業主一覧表

労働局名：大阪労働局

① 番号	② 届出受理番号	③ 派遣元事業主の名称	④ 代表者の職氏名
1	特27-301245	株式会社オネスティ	代表取締役 片岡 巧
2	特27-303044	株式会社グローバル・コミュニケーションサービス	代表取締役 松倉 保雄
3	特27-010103	有限会社阪急タイプ	代表取締役 山田 翼
4	特27-010301	株式会社システムアナライジング	代表取締役 甲谷 憲一
5	特27-010324	有限会社アクティブ関西	取締役 定由 千鶴子
6	特27-010411	株式会社テコ・テコ・ホールディングス・ジャパン	代表取締役 熊谷 秀子
7	特27-020367	平成情報産業株式会社	代表取締役 今井 洋爾
8	特27-030083	株式会社コヤママネジメント	代表取締役 小山 裕章
9	特27-030329	株式会社エーエスアール	代表取締役 増田 光邦
10	特27-030398	株式会社ル・シャルム・パピヨン	代表取締役 北池 享子
11	特27-060126	株式会社ソフトウェアテクニカルサポート	代表取締役 辻阪 京子
12	特27-300083	株式会社トータルケアサービス	代表取締役 岩崎 勝彦
13	特27-300154	株式会社M&M	代表取締役 松田 正文
14	特27-300400	株式会社長尾エンジニアリング	代表取締役 長尾 咲雄
15	特27-300504	株式会社インブルー・コミュニケーションズ	代表取締役 加藤 敬藏
16	特27-300579	有限会社エフ・トランスポート	代表取締役 内田 豊
17	特27-301200	株式会社フェニックス	代表取締役 安藤 孝信
18	特27-301671	株式会社イーブレインコミュニケーション	代表取締役 福田 博
19	特27-302191	ワークエナジー株式会社	代表取締役 坂本 晴俊
20	特27-303414	国際開発株式会社	代表取締役 藤原 弘也
21	特27-303517	株式会社シード・システムズ	代表取締役 小島 和之
22	特27-303775	株式会社フューチャークリエイツ	代表取締役 藤井 康彦
23	特27-300652	株式会社 キューブリック	代表取締役 大谷 耕司
24	特27-304253	株式会社SYSTEM. BRAINS	代表取締役 久場 みどり
25	特27-020099	興和システムサービス株式会社	代表取締役 金谷 和一
26	特27-040054	株式会社ジェイテック	代表取締役 小嶋 祥友
27	特27-300508	株式会社 ネットランド	代表取締役 吉田 和彦
28	特27-300703	株式会社アセットライブ	代表取締役 品田 裕嗣
29	特27-300888	有限会社JRT	取締役 錦織 佐恵子
30	特27-302402	有限会社フジシステム	取締役 大西 英美
31	特27-010131	大普設計工務株式会社	代表取締役 久保田 豊
32	特27-301123	株式会社グッデイホールディングス	代表取締役 前田 青也
33	特27-301666	株式会社ティ・イー・エス	代表取締役 布崎 孝弘
34	特27-301999	株式会社中村技研	代表取締役 中村 義昭

対象となる特定派遣元事業主一覧表

労働局名：大阪労働局

① 番号	② 届出受理番号	③ 派遣元事業主の名称	④ 代表者の職氏名
35	特27-302237	株式会社ティエムジャパン	代表取締役 小林 玄
36	特27-303114	株式会社英ロジスティクス	代表取締役 洞 道宏
37	特27-303738	株式会社サンテック	代表取締役 大西 利夫
38	特27-304191	株式会社プレア	代表取締役 仲 是久
39	特27-304355	株式会社JBC	代表取締役 塩貝 誠至
40	特27-304637	H&Fコミュニケーションズ株式会社	代表取締役 深川 直彦
41	特27-302587	澤工業株式会社	代表取締役 安田 正一
42	特27-300630	株式会社 アトラエンタープライゼス	代表取締役 友川 慶一
43	特27-300908	有限会社大阪テクニカ	代表取締役 山出 昇一
44	特27-302500	株式会社ウォーターテクノ	代表取締役 谷 稚樹
45	特27-303014	JENZ合同会社	代表社員 サトル・ロサウロ・パツキャオ
46	特27-304899	株式会社大河	代表取締役 川島 英揮
47	特27-020364	有限会社グッド・アイ・ジョブ	代表取締役 大久保真美子
48	特27-300606	株式会社 アシストプラン	代表取締役 寺口 士文
49	特27-302239	有限会社アクロゲート	取締役 木川 修児
50	特27-303234	株式会社ウェルディ情報システム	代表取締役 田井 正則
51	特27-303566	株式会社ロジテム	代表取締役 森 徹二
52	特27-303727	有限会社ベストワークサービス	取締役 郡山 次郎
53	特27-304002	有限会社コムネット	代表取締役 横山 順正
54	特27-300558	株式会社イングス	代表取締役 高橋 和行
55	特27-303382	リジョンリンク建物管理株式会社	代表取締役 大林 康行
56	特27-304489	株式会社クレアツィオーネ	代表取締役 塩貝 誠至
57	特27-100044	有限会社俊コーポレーション	取締役 田中 英樹
58	特27-300610	株式会社 アーガス	代表取締役 岩田 渉
59	特27-300943	株式会社大阪シー・エー・ディー・センター	代表取締役 伊東 司郎
60	特27-304728	株式会社L&E	代表取締役 勝 信吾
61	特27-300819	株式会社アイティ総研	代表取締役 木屋 雅博
62	特27-303991	有限会社エイト	取締役 赤松 広幸
63	特27-304731	株式会社ランドボックス	代表取締役 金子 総一